

令和7年3月19日  
島根県政策企画局統計調査課  
松尾・森田  
0852-22-5071

## 毎月勤労統計調査における調査票の紛失について

毎月勤労統計調査において、同調査を担当する統計調査員が調査票を紛失する事案が発生しました。概要については下記のとおりです。なお、現時点で外部への流出は確認されていません。

今後、調査関係書類の受け渡し等の管理について同様の事案が発生しないよう統計調査員への指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

### 1 調査票紛失の概要

#### (1) 紛失した調査票

毎月勤労統計調査 全国調査票及び地方調査票

令和6年11月分事業所控及び12月分調査票一式 1事業所分

##### (記載内容)

調査対象事業所の業種、作成年月日、担当者氏名、事業所番号（事業所名なし）、事業活動日数、常用労働者数、出勤日数、実労働時間数、現金給与額

#### (2) 調査票紛失等の経緯

- 毎月勤労統計調査の調査票は3枚複写で、2枚が提出用、1枚が事業所控となっている。  
統計調査員が調査票を回収に行った際には、記載内容の確認を行ったうえで、その場で調査員印押印又はサインをして事業所控を事業所へ返却し、残り2枚を持ち帰り、2枚とも県へ提出することとなっている。  
当該事業所は、令和6年11月から調査開始。
- R7.3.10（月）  
令和7年1月分調査票について、誤って事業所控が添付された状態で県に提出されたため、調査員を通じて当該事業所へ返却したところ、11月分と12月分の事業所控を受け取っていないと当該事業所から調査員を通じて県に連絡があった。
- R7.3.13（木）  
当該調査員の自宅内及び統計調査課内においても、事業所控を捜索したが発見できなかつたため、県担当者2名で当該調査員と面会し、経緯確認及び保管書類を確認（事業所控は発見できず）。  
その後、当該事業所を訪問し、謝罪のうえ経緯を再度確認。
- R7.3.14（金）  
調査員の自宅から、12月分事業所控が見つかった。
- R7.3.17（月）  
11月分事業所控について、調査員本人が最寄りの警察署へ遺失物届を提出。
- R7.3.18（火）  
12月分事業所控を事業所へ返却したところ、当該事業所から12月分については、当初提出した調査票とは別に、書き直した調査票一式（提出用2枚、事業所控1枚）を提出したが、事業所控を返してもらっていないとの連絡があった。  
本日現在、11月分事業所控及び書き直された12月分調査票の発見にはいたっていない。  
12月分調査票についても、県担当者から調査員宅の最寄りの警察署へ遺失物届を提出。

## **2 事案発生の要因**

- ・ 調査票の回収方法について、県の周知徹底が不十分であったため調査員の認識が不足していた。

## **3 再発防止策**

- ・ 当該調査員に対し、決められた回収方法を徹底するよう指導した。
- ・ 該当事業所の調査票回収を郵送に切り替える。
- ・ 当該調査員以外の調査員 26 名に対し、調査票の回収方法について再度、確認・徹底を行った。

## **4 その他**

- ・ 本調査以外に統計調査員を通じて事業所控等を相手方へ渡す調査はない。

参考 毎月勤労統計調査

(1) 調査の概要

この調査は賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的として、毎月実施している統計法に基づく基幹統計調査として厚生労働省が実施する統計調査です。常用労働者が 30 人以上の事業所を第一種事業所として、5~29 人の事業所を第二種事業所として調査を実施しており、本県ではあわせて約 540 事業所を対象としています。また、年一回、特別調査として常用労働者数が 4 人以下の事業所を対象として調査員調査を実施しています。

(2) 統計調査員の身分

島根県知事が任命する非常勤の特別職の地方公務員